

# 「学校いじめ防止のための基本方針」

男鹿海洋高等学校

## 1 いじめの基本的な考え方

### ①いじめ行為に対する基本方針

#### 「いじめは絶対に許さない」

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、絶対に許すことはできない。

いじめはどの生徒にも起こりうるとの認識のもと、生徒が安心・安全で健やかに成長できる環境を作り上げるとともに、「いじめの未然防止」、「早期発見」、「適切な対処」を行うために全教職員と情報を共有し計画的・効果的な対策を講ずる。

### ②いじめの定義

「いじめ」とは、「当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

注1：「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

注2：「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

## 2 いじめの未然防止のための取り組み

### ※ いじめ防止の三本柱 「規律・学力・自己有用感」

（きちんと授業に参加し、基礎学力を身につけ、認められているという実感もたせる）

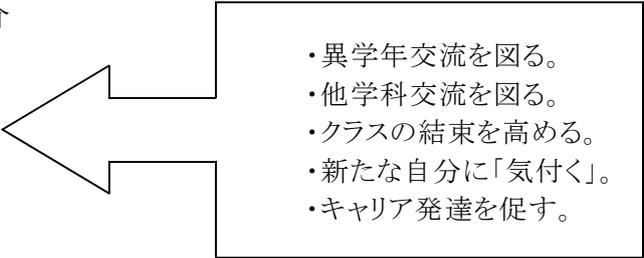
#### 1) 授業づくり<授業での居場所づくり>

わかる授業づくり・・・すべての生徒が授業に参加でき、授業場面で活躍できる。

#### 2) 集団づくり<行事での居場所づくり>

行事による集団づくり・・・すべての生徒が学級活動や学年・学校行事に参加でき、活躍できる場面を実現する。

- ◇オリエンテーション、部活動紹介
- ◇運動会
- ◇男鹿市チャレンジデー
- ◇海洋祭
- ◇球技大会
- ◇生徒会レクリエーション
- ◇水産科の実習体験
- ◇就業体験やボランティアなど

- 
- ・異学年交流を図る。
  - ・他学科交流を図る。
  - ・クラスの結束を高める。
  - ・新たな自分に「気付く」。
  - ・キャリア発達を促す。

### 3) 秋田わか杉っ子いじめゼロに向けた五か条の徹底。(全教室に掲示)

- 一 私たちは、いじめが人権を侵害する許されない行為であることを理解し、絶対にいじめを行いません。
- 二 私たちは、いじめを見過ごさず、友人や信頼できる人と力を合わせて、いじめの根絶に向けて行動します。
- 三 私たちは、思いやりの心を大切にし、他人の喜びや心の痛みをその人の身になって感じたり考えたりします。
- 四 私たちは、一人一人の違いを認め、自分も相手もかけがえのない存在として尊重します。
- 五 私たちは、生活習慣や文化、価値観の異なる人々とも積極的に交流し、社会を支える一人になります。

## 3 いじめの早期発見のための取り組み

### 1) 生徒の些細な変化を見逃さない・・・教職員が、いじめに気づく力を高める。

- ◇SHRでの観察・・・・・・・・・・声の調子や表情の変化。
- ◇挨拶や返事の声をよく聞く・・・・・・・・・・積極的な声かけ。
- ◇保健室からの情報収集・・・・・・・・・・養護教諭及び保健日誌などから。
- ◇保護者との協力体制の構築・・・・・・・・日頃から信頼関係を築くために適宜連絡を取る。
- ◇訴え、又は通報しやすい体制の整備・・・・・・・・目安箱の設置。教育相談週間・月間の設定など。
- ◇いじめの防止、対応にかかわる校内研修・・・学校全体で取り組むための合意形成。

### 2) 情報の共有、早期認知・・・・・・・・生徒達の立場に立ち、共感的に理解する

- ◇些細な情報を放置したり、問題ではないと判断しない・・・報告、連絡、相談の徹底。
- ◇定期的なアンケート調査の実施と活用・・・・・・・・年2回、記名・無記名・持ち帰りの何れかで実施。
- ◇個人面談、3者面談の実施・・・・・・・・信頼関係を深め、気軽に相談できる環境作り。
- ◇スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・予防対策や事案についての指導助言。
- ◇学年部会、定例職員会議で生徒の状況の把握・・・・・・・・職員全体で共有する。

## 4 いじめに対する措置

### 1) 発見時の対応・・・・・・・・(緊急対応)

- ◇いじめの認知・・・・・・・・・・その時に、その場でいじめを止める。
- ◇関係組織への連絡と管理職への報告・・・・・・・・いじめ対策委員会の招集と生徒の保護。  
いじめ対策委員会・・・校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、保健・教育相談部  
養護教諭・当該学級担任
- ◇県教育委員会への報告・連絡
- ◇事実確認と情報の共有・・・・・・・・双方及び第三者からの聞き取りを複数の教員で正確に。  
内容によっては関係機関と連携。
- ◇保護者対応・・・学年主任・担任・生徒指導で事実に基づいて、具体的対策を伝える。

2) 被害及び相談・情報提供生徒への対応・・・秘密の厳守。(生徒を守り通すために)

- ◇正確な実態把握・・・・・・・・・・時間・場所を考えて慎重な配慮のもとに行う。
- ◇関係組織への連絡と管理職への報告・・・・・・・・いじめ対策委員会の招集と情報の共有。  
内容によっては関係機関と連携。
- ◇生徒保護の徹底・・・・・・・・・・常に見守れる体制の整備。  
(登下校、休み時間、清掃時間、放課後)
- ◇学習環境の整備・・・・・・・・・・加害生徒の別室指導または出席停止処置。
- ◇保護者対応・・・・・・・・・・事実関係の報告と協力をお願い。  
・・・・・・・・・・関係修復(謝罪・和解)のお願いと必要な支援。

3) 加害生徒への対応・・・(健全な人間関係を育む成長を促すために)

- ◇事実関係の聞き取り・・・・・・・・・・複数の職員によるいじめ行為の確認。  
背景にも目を向け、教育的配慮の基に指導。
- ◇措置・・・・・・・・・・相手の気持ちを理解させ、許されない行為であることを認識させる。  
必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的に再発防止を講ずる。  
保護者の理解を得た上で、特別な指導計画による指導。(別室等)
- ◇保護者対応・・・・・・・・・・迅速に事実関係の連絡・説明を行い、重大さを認識してもらう。  
子供に対する指導内容・対応を伝え理解を得るとともに協力をお願いする。

4) 傍観生徒への対応・・・(仲裁者へ転換するために)

- ◇いじめ行為の認識・・・・・・・・・・クラス、学年、学校全体の問題、そして自分たちの問題として考えさせる
- ◇傍観者の理解・・・・・・・・・・見て見ぬふりは、いじめを肯定することを理解させる。  
いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ◇学校方針の周知・・・・・・・・・・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。

## 5 いじめ防止に向けた地域・関係機関との連携

(社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す)

- ◇PTA組織、学校評議員や地域との連携・・・・・・・・・・学校からの情報発信。
- ◇警察、児童相談所等との適切な連携・・・・・・・・・・地域生徒指導研究協議会等での情報交換。
- ◇医療機関等の専門機関との連携・・・・・・・・・・担当者との情報共有体制の構築。